



申 立 て の 趣 旨

- 1 相手方一郎は申立人に対し、部屋を無償貸与する方法で扶養する。
- 2 相手方次郎は申立人に対し、扶養料として毎月金\*\*万円ずつ支払う。との調停を求めます。

申 立 て の 実 情

- 1 相手方一郎と同次郎は申立人の長男及び次男です。
- 2 申立人と亡き夫\*\*との間の子は、一郎と次郎の2人だけです。
- 3 申立人は夫が亡くなった後、長男の嫁と不仲となったことから、元々の家を出てアパートで一人暮らしをしています。最近は老齢のため健康上無理が効かなくなったこともあり、これまでのパート勤めは無理で、今後は息子らに頼ろうと思います。
- 4 申立人としては、相手方長男からは部屋の無償貸与を受け、また、相手方二男からは扶養料として毎月\*\*万円ずつの支給を受けたいと思っています。
- 5 息子らが、申立人の協議申入れを聞き入れないため、この申立をします。

(注) 太枠の中だけ記入してください。